

〔 I 〕 東京農業の確立に関する要望

わが国の農業は、農業者の減少と高齢化が進み、さらに景気低迷に加え輸入農産物の影響といった構造的な要因により農家の農業所得は減少している。こうしたなか、新たな政権のもと、あらためて食料自給率の向上と農業の再生が国の基本政策に置かれた。また昨年 12 月に施行された農地関係法の改正では、農地は国民の生命・生活を守る限られた資源と位置付けられ、その確保と利用を一層重視する内容となっている。

こうしたなか、東京の農業は、農業者の努力によりそれぞれの地域環境に適応した多彩な農業経営が展開され、新鮮で安全・安心な食料や潤いをもたらす緑等を供給するとともに貴重な農地を維持し、地域の暮らしと環境を豊かにする役割を果たしている。

このようななかで、かけがえのない東京の農業・農地を守るため、今後、実効ある食料・農業政策が確立されることに大きな期待がかかっている。よって、政府・国会におかれては、下記事項の実現に向けて積極的に取り組むよう、ここに強く要望する。

記

1. 生産基盤の確保と経営安定対策の確立

(1) 食料自給率向上に向けた生産基盤の確保

食料自給率の向上を実現するため、施策の体系的な整備・強化をはかるとともに、その前提となる必要な生産基盤の確保について実効ある対策を講じること。なお、食料自給率を向上させるためには主要農産物の産地や大規模経営を育成するだけでなく、多様な農家によって担われている地域内自給率をさらに向上させることが必要である。よって、都市およびその周辺地域や山村、離島などの農業も視野に入れた包括的かつきめ細かい対策を含む施策を確立すること。

(2) 多様な農業経営を対象とする所得対策・価格対策の確立

水田農業以外の分野・品目について、再生産が可能となるような所得対策および価格対策を早急に確立すること。なお、その際には特定の品目や面積基準によらず、多様な経営を対象とする新たな制度を構築すること。

(3) 農地の維持を可能にする直接支援の確立

農地の存在は地域住民にとっても、環境保全、防災、福祉、教育、安らぎなど代替のきかない多面的な役割を果たしている。こうした観点から、農地を維持する農家が持続可能な農業を営むことができるよう、直接支援を確立すること。

2. 担い手の育成・支援と地域農業振興

(1) 認定農業者の経営改善を後押しする支援施策の拡充

認定農業者が農業経営改善計画を達成するために必要な支援をハードとソフトの両面で拡充すること。

(2) 担い手協議会の体制確保と事業の充実

地域において認定農業者の支援に欠かせない役割を果たしている担い手協議会の体制を確保し、事業を充実させること。

(3) 山村・離島振興のための施策充実

山村・離島地域の振興をはかるため、農・山村の活性化に関する事業および経営構造対策にかかる事業等を継続実施するとともに必要な支援を強化すること。

(4) 新規就農者に対する支援施策の拡充

農外からの就農を支援するため、経営が安定するまでの各段階に応じて必要となる就農支援対策を充実・強化すること。

3. WTO等農業交渉への慎重な対応

WTOの枠組みを転換し、輸入国における農業・農村の維持・発展が可能となるような貿易ルールを確立すること。

また、韓国、オーストラリア等、5つの国や地域と交渉中のEPA・FTA交渉については、国内農業に対する十分な配慮に基づいた慎重な交渉を進めること。

4. 食の安全・安心の確保と地産地消の促進

(1) 国産農産物の利用に向けた啓発と日本型食生活の推進

国産農産物を利用し日本型食生活を続けることが健康にも環境にもやさしく、しいては日本農業の支援にもつながることについて、国民の間に理解を広げる取組みを強化すること。また、地域の伝統的な農作物の生産や食文化を伝承する取組を支援すること。

(2) 地産地消の推進

安心できる消費生活を求める国民の期待に応えるとともに、地域農業の活性化をはかるため、食料や花・緑の地産地消を促進する施策を強化すること。

(3) 食農教育の推進

国民の農業に対する理解を促進し健全な食生活を啓発するためには、食と農のつながりを大切にした食農教育を進めることが必要である。よって、こうした取組を行う自治体の施策を後押しするためにも、地域で活動する農業者や団体等に対し必要な支援を行うこと。

5. 農業委員会組織の体制強化

改正農地法等の施行を踏まえ、効率的な農地の保全・確保と担い手対策を進めるため、農業委員会系統組織に求められる役割を十分に発揮できるよう、組織強化のための必要な体制整備を行うこと。

6. 物納された農地の活用

物納された農地の管理を改善するとともに、遊休化を防ぐため公的利用や農業者への貸付などを積極的に進めるよう、関係省庁との協議・連携を行うこと。

7. 国有農地の解消

農地法が改正されたなか、残存する国有農地の存在は農地の貸借に対する啓発にとって大きな阻害要因となっている。よって、現存する国有農地については、農耕貸付されているものは農業目的に、それ以外は目的に応じた売り払いを早急に行い、その解消を進めること。

8. 有害鳥獣対策の強化

有害鳥獣の被害が拡大するとともに、その種類も増加し、遊休農地が増加する大きな要因となっている。このような有害鳥獣は区市町村や都道府県単位ごとの解決が難しいことから、迅速かつ的確な対応がはかれるよう農政局を単位として、駆除を含めた抜本的な対策を講ずること。

平成22年2月26日

第51回 東京都農業委員・農業者大会